

都市計画税率の見直しについて

本市が目指すまちの姿である「健康快適都市～誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち～」を実現するためには、まちづくりの重要な要素である、道路・公園・下水道などの都市基盤整備の継続的な推進が必要です。

このため、目的税である都市計画税の税率を見直し、都市基盤整備に必要な財源を確保することで、持続可能なまちづくりを推進します。

1 都市計画税とは

都市計画事業（道路・公園・下水道などの都市施設の整備）や土地区画整理事業など決められた事業にのみ充当できる目的税であり、制限税率 0.3%の範囲で個々の市町村が事業の実施状況などを鑑み、条例で定める税率によって課税するものです。課税対象は市街化区域に存する、土地及び家屋となります。

なお、本市では税率を 0.2%と定めております。

2 本市の状況

2町が合併した平成18年に79,142人（住民基本台帳ベース10月1日時点）だった本市の人口は、令和2年の86,432人をピークに横ばいから微減の傾向となり、令和8年4月時点では、86,029人となっています。

財政規模としては、平成18年度の一般会計当初予算総額が約201億円であったのに対し、令和8年度は約345億円となっています。

また、都市計画税については、平成18年度の課税対象は土地が約877万㎡、家屋の延床面積が約387万㎡で、決算時の収入額は約7.2億円であったのに対し、令和6年度は土地が約892万㎡、家屋の延床面積が約473万㎡で、決算時の収入額は約8.8億円と

なっています。

市街化区域の面積は、合併時の1,175ha から平成29年の沖村西部地区の市街化編入により、現在は1,210ha となっています。

表 1 都市施設の整備状況

	合併時(平成 18 年度)	現在(最新値)
都市計画道路	整備完了:1 路線 整備中:5 路線 未着手:2 路線 整備率:53.2%	整備完了:3 路線 整備中:4 路線 計画廃止:1 路線(見直し) 整備率:71.1%
都市公園	10 か所 総面積:2.34ha 0.30 m ² /市民一人	16 か所 総面積:4.15ha 0.48 m ² /市民一人
下水道事業 (汚水)	整備済面積:154.2ha 整備率:11.2% 普及率:0%	整備済面積: 674.5ha 整備率:49.2% 普及率:56.6%
下水道事業 (雨水)	雨水貯留施設 整備率:0%	雨水貯留施設 整備率:0%

3 見直しに至った経緯

平成18年3月の合併以降、「健康快適都市」の実現に向けて、さまざまな市民サービスの充実に取り組んできました。その結果、扶助費や公債費、物件費といった経常的な支出の割合が増大し、財政の硬直化が進みました。

こうした状況を受け、令和4年12月に「行財政改革実行プラン」を策定し、優先改革項目の一つとして「都市計画税率の引上げの検討」を位置づけました。

その後、行財政改革実行プランを中心に、幅広い分野で行財

政改革や事業の見直しを進めてきた結果、一定の削減効果は見込まれるものの、国際情勢の不安や先行きの見えない物価高騰長期化の影響により、景気の先行きにも注視が必要であり、今後の財政状況も決して楽観視できない状況が続いています。

そういった状況を踏まえ、令和6年度には都市計画マスタープランに位置付けられた都市計画事業である西春駅東部地区の新市街地整備などについて、市民の生命・財産を守る雨水対策などの緊急性の高い事業を優先するため、先送りをする判断をしました。

また、老朽化が進む公共施設の適正化やインフラ施設の維持管理にも多額の費用が見込まれており、将来にわたる都市基盤整備を推進するためには、安定的な財源の確保が必要です。

以上の経緯から、健康快適都市を実現し、持続可能なまちづくりを進めるため、目的税である都市計画税の税率を見直すこととします。

表2 県内自治体の状況

税率(%)	団体数	市町村名
0.30	34	名古屋市、一宮市、春日井市、江南市、稲沢市、岩倉市、扶桑町 他
0.28	1	西尾市
0.25	5	長久手市、小牧市、豊田市、豊橋市、田原市
0.20	4	清須市、北名古屋市、豊山町、幸田町
0.15	2	日進市、大口町
0.1	1	南知多町
—	7	弥富市、愛西市、大治町、飛島村 他

4 見直し内容

令和10年度賦課分(令和10年1月1日賦課期日)より、都市計画税の税率を現状の0.2%から0.3%へ見直しを行います。

見直し効果額：約4.6億円（令和8年度予算をもとに試算）

5 今後の予定など

令和8年 8月 市民説明会開催

9月 市議会全員協議会で市民説明会の結果報告

12月 市議会へ条例改正案提出

令和9年 4月 令和9年度固定資産税・都市計画税納税通知書の発送に合わせ、都市計画税率の見直しに関する案内文を同封

令和10年 4月 見直し後の税率を適用